

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 7 年 6 月 16 日まで

私は、昭和 61 年 3 月に 30 万円の給与支給を条件に A 社に転職し、平成 7 年 6 月まで勤務した。

在職期間において、給与の減額や大幅な変動は無かったはずであるにもかかわらず、ねんきん定期便で通知された標準報酬月額の記録のうち、平成 4 年 10 月以降の期間について、入社時(30 万円)と比べて減額されている記録に納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された平成 5 年 2 月、同年 4 月から同年 12 月までの期間、6 年 2 月から同年 12 月までの期間及び 7 年 2 月から同年 4 月までの期間における給与支給項目集計表から、申立人は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 4 年 10 月の定時決定において、38 万円から 28 万円に減額されていることが確認できる  
ところ、i) 申立期間当時の標準報酬月額の定時決定については、5 月、6 月、7 月に支払われる報酬のうち、支払基礎日数が 20 日以上有る月の報酬月額の平均額により、標準報酬月額が決定されること、ii) A 社では、前月 26 日から当月 25 日までの期間の給与支払日が翌月 5 日であるところ、全国健康保険協会 B 支部に対する申立人の健康保険給付状況に係る照会結果によると、申立人は、4 年 3 月 5 日から同年 5 月 31 日までの期間、傷病手当金を受給していることから、同年 5 月及び同年 6 月に支払われるべき報酬は無く、同年 7 月に支払われた報酬月額のみで同年 10 月の定時決定がなされたものと考えられるが、その報酬月額は出勤後の同年 6 月 1 日から同年 6 月 25 日までの期間に係る額であることを踏まえると、当該定時決定後の標準報酬月額が、当該定時決定前の標準報酬月額と同額であったとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 5 年 1 月

の随時改定において、28万円から41万円になり、同年4月の随時改定において、41万円から再び28万円に減額していることが確認できるところ、A社は、「標準報酬月額の変動については、会社の売上げの増減によるもののほか、申立人については、在職期間中に、専務の職を外れたことによる給与額の改定が考えられる。」旨回答している。

加えて、オンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月から63年6月まで  
② 平成3年10月から5年7月まで

私のA社（現在は、B社）における申立期間に係る給与月額は、オンライン記録に記録されている標準報酬月額よりも多かったと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和60年10月から61年9月までは14万2,000円、同年10月から62年9月までは16万円、同年10月から63年6月までは22万円、平成3年10月から4年9月までは22万円、同年10月から5年7月までは19万円と記録されているところ、申立人は申立期間の給与月額が標準報酬月額より多かったと申し立てている。

しかしながら、企業年金連合会が管理するC業種厚生年金基金の申立人の申立期間に係る報酬給与額及びB健康保険組合において確認できる申立人の平成2年及び3年の定時決定における標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、B社は、申立内容に係る資料について、「保存期限を過ぎており、確認できる資料は無い。」と回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年9月4日から同年10月1日まで  
② 昭和62年10月26日から63年4月1日まで

私は、昭和62年9月4日から同年9月30日までの期間はA市町村立B学校で、同年10月26日から63年3月31日までの期間はC市町村立D学校でそれぞれ勤務していたが、申立期間について、E教育事務所（現在は、F都道府県教育庁教育総務局給与課）での厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事異動通知書及びF都道府県教育庁教育総務局給与課からの回答により、申立人は、申立期間①においてA市町村立B学校、申立期間②においてC市町村立D学校で講師として臨時的任用されていたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A市町村立B学校及びC市町村立D学校を所管していたE教育事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年4月1日であり、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、F都道府県教育庁教育総務局給与課は、「適用事業所となった昭和63年4月1日以降は、加入要件を満たせば保険料を控除しているが、それ以前は保険料を控除していなかったと考える。しかし、関係文書は保存期間が過ぎており、既に廃棄されているため不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、昭和62年4月1日から63年3月31日までの期間において、申立人と同じ臨時的任用としてC市町村立D学校に勤務していた同僚についても、当該期間における厚生年金保険被保険者記録が無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。